

にほんこくけんぽう だいにじゅうよんじょう  
日本国憲法 第二十四条

こんいん 両性の ぐあい 合意のみに基いて

せいりつ ふうふ どうとう けんり ゆう きほん  
成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、

そうご きょうりやく いじ  
相互の協力により、維持されなければならない。



けっきよく だいじ ふたり きも  
結局、大事なものは、二人の気持ちだけってこと！！